

千葉県住宅除却費補助金の交付を受けるための手続の代行を工事 請負業者等に依頼する場合について

手続の代行を千葉県耐震診断士や工事請負業者等に依頼する場合は、手続代行届を提出してください。この場合、手続の代行を依頼したことによる事故等については、市では一切の責任を負いかねます。また、手続を代行した場合でも、交付決定通知書等、市が申請者あてに発行する文書は、申請者に直接送付しますので、手続代行者との連絡調整を緊密に行ってください。

千葉県都市局建築部建築指導課
電話：043-245-5836